

積 寒 協 ニ ュ ー ス

全国積雪寒冷地帯振興協議会副会長 足立長野県飯山市長が民主党豪雪対策議員連盟総会に出席し、豪雪地帯の現状について説明のうえ、雪寒地帯対策関係の要望を行いました。

9月20日（木）15時から参議院議員会館において、民主党豪雪対策議員連盟（会長：田中直紀参議院議員）の総会が開催されました。



（総会の冒頭にあいさつする田中直紀参議院議員
隣は、津島恭一衆議院議員（ともに議連の呼びかけ人）

総会には、議連側からの要請により、全国積雪寒冷地帯振興協議会副会長の足立長野県飯山市長も出席しました。

冒頭に、田中議員があいさつし、豪雪法の改正を踏まえた豪雪地帯対策の推進や豪雪時の対応への連携を呼びかけました。

つづいて、国土交通省から豪雪法の改正や豪雪地帯対策基本計画の見直しのポイント等について説明がなされた後に、足立副会長が、平成23年度の豪雪の状況について説明するとともに、「平成25年度政府予算に関する雪寒地帯対策関係要望書」により、道路除雪費に係る国庫支

出金の総額確保、並びに、豪雪法改正の趣旨を踏まえた総合的な支援を要望しました。

その後、各省庁から要望事項に対する説明・回答、議員による質疑・意見交換が行われました。



（豪雪地帯の現状について説明する足立副会長）

また、議員連盟の役員体制が新たになり、議連会長に田中直紀参議院議員、幹事長に津島恭一衆議院議員、事務局長に徳永エリ参議院議員が選出されました。

総会の閉会にあたって、津島幹事長から、この議員連盟が雪対策をしっかりとやっていきたいとお話がありました。

○ 積寒協要望事項に係る各省庁からの説明・回答（概要）**【総務省関係】****1 積雪寒冷地帯の実情を十分に踏まえた地方交付税制度の充実**

普通交付税においては、寒冷補正により所要額を算定しており、豪雪等の場合は特別交付税において所要の措置を講じているところ。今後も適切に対処していく。

2 雪対策事業の推進（起債枠の確保）

平成 25 年度の地方債計画においても、地方財政の動向等を踏まえ、事業執行に支障を生じないよう必要な地方債の確保に努める。

【文部科学省関係】**1 （独）防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける雪氷防災に関する調査研究の充実及び新庄支所の存続**

新庄支所については、平成 22 年度の閣議決定で廃止が決定されているが、この施設を活用した研究は継続して行うこととなっている。

【農林水産省関係】**1 雪冷熱エネルギーの活用促進**

雪国の特性を活かした農業振興を進めることは重要であると認識しており、今後とも、一層の取組が進むよう、雪冷熱エネルギー利用、普及に努める地域の取組を支援していく。

2 なだれ防止対策の推進

なだれ防止対策に万全を期すことが重要と認識しており、今後とも必要な予算確保に努め、なだれ被害の防止、軽減を図っていく。

3 地すべり等融雪期災害対応への支援

これまでも災害発生時には、技術的サポート、災害復旧事業の迅速な査定等を実施しており、今後とも農地の災害復旧が迅速に進むよう努めていく。

4 農業関係の豪雪等被害の復旧に対する支援策の拡充

豪雪と 4 月の強風で被害が拡大したことから、既存の支援策に加え、農業者を支援するための方策を総合的に講じたところ。今後とも適切に実施していく。

【経済産業省、総務省関係】**1 雪冷熱エネルギーの活用促進**

（経済産業省）

従来から雪冷熱エネルギーを含めた再生可能エネルギーの設備導入補助を実施しており、平成 25 年度以降も継続し、雪冷熱エネルギーの有効活用を進めたい。

（総務省）

データセンターについては、東京圏に集中しており、地方に分散させるための税制改正措置を要望しているところ。

【国土交通省関係】（重点要望を含む）**重点要望 1 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保**

予想を上回る豪雪においては、社会資本整備総合交付金の追加配分、市町村道除雪費補助の臨時特例措置により措置したところ。今後とも降雪状況を踏まえて適切に対処していきたい。

除雪体制維持に必要な経費の確保については、入札契約適正化指針を改正して、作業員の待機費用、資材等の固定的費用について要する費用を積算に計上することを明記したところ。

重点要望 2 豪雪法改正の趣旨を踏まえた総合的な支援

雪処理の担い手の確保・育成については、これまでも共助による除雪のマニュアル策定など行ったところ。また、雪処理の担い手の確保のための新しい取組の実証実験も進めている。

空き家等の除排雪については、内閣府と開催した大雪に対する防災力の向上方策検討会で現状の考え方をまとめたところ。除却にあたっては、空き家等再生推進事業なども活用できる。

雪冷熱エネルギーの活用促進は、公共施設での活用を検討しており、各省と連携しながら取り組んでいく。

1 住民の安全・安心確保対策の推進

地域ぐるみでの安全・安心確保に向けて、共助による除雪マニュアルの策定、ボランティアを受け入れる受け皿の整備を引き続き推進していく。

集落への小型除雪機械等整備の支援は、市町村が購入し、集落に貸し出す場合、除雪費の一環という形で社会資本整備総合交付金での対応が可能。

冬期集合住宅については、平成 23 年度北海道で実証実験を行い、課題が浮かび上がってきたところ。その課題を踏まえ、冬期集合住宅の整備・運営に関する支援策を検討していく。

2 克雪住宅の普及促進への支援

市町村等が克雪住宅の整備に対して補助を行う場合に、社会資本整備総合交付金を通じて支援をしているところ。

3 地すべり等融雪期災害対応への支援

災害発生時には、専門家や緊急災害対策派遣隊の派遣など支援を行ってきたところ。災害関連緊急地すべり対策事業、公共土木施設の災害復旧事業など、地方公共団体が円滑に対応できるよう積極的な支援に努めていく。

4 冬期鉄道輸送力の確保

雪崩対策については、雪崩防止柵など災害等防止設備の設置を指導し、施設整備を支援しているところ。降雪時には線路の巡視や利用者に対する的確かつ迅速な情報提供を指導しているところ。

5 航空航路の安全かつ安定運航の確保

冬期間の航空機の安全運航確保のために空港整備事業などにより、既存施設の改良等を図ることとしている。また、国管理空港では、除雪機械を大型化するなど除雪体制の強化を図ってきたところ。今後も効果的な除雪方法の確立に努める。